

株式会社建築構造センター 構造計算適合性判定業務規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この構造計算適合性判定業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社建築構造センター（以下「当機関」という。）が、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の35の5第1項に規定する指定構造計算適合性判定機関として行う、法第18条の2第3項の規定により読み替えて適用される法第6条第5項、法第6条の2第3項及び法第18条第4項に規定する構造計算適合性判定（以下単に「判定」という。）の業務の実施について、法第77条の35の9の規定により必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

- 第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 建築確認 法第6条第1項及び法第6条の2第1項（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）に規定する確認をいう。
 - 二 判定員 法第77条の35の7第1項に規定する構造計算適合性判定員をいう。
 - 三 認定プログラム 法第20条第2号イ又は同条第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムをいう。
 - 四 代表者 代表権を有する役員をいう。
 - 五 役員 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第136条の2の14第1項第2号に規定する役員をいう。
 - 六 親族 配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族をいう。
 - 七 親会社等 法第77条の19第10号に規定する親会社等をいう。
 - 八 関係企業等 次のいずれかに該当する企業、団体等をいう。
 - イ その者又はその親族が総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の100分の5以上を有している企業、団体等
 - ロ その者が所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）
 - ハ その者の親族が役員である企業、団体等（過去2年間に役員であった企業、団体等を含む。）

- 九 制限業種 次に掲げる業種(国、都道府県又は市町村の建築物に係る工事監理業を除く。)をいう。
- イ 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務、法に基づく判定の業務を適確かつ円滑に実務をするために、機関自らが、構造設計及び構造計算に関する相談業務等が無償で行う場合の当該相談業務等は除く。)
 - ロ 建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。)
 - ハ 不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)
 - ニ 建築設備の製造、供給及び流通業

(基本方針)

第3条 判定の業務は、法、これに基づく命令、告示、条例及びこれらに係る通知(技術的助言)並びに愛知県知事(以下「知事」という。)が定める「愛知県指定構造計算適合性判定機関指定基準」(平成26年9月1日施行。以下「指定基準」という。)によるほか、この規程により、公正かつ適確に実施するものとする。

(判定の業務を行う時間及び休日)

- 第4条 判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時00分から午後6時00分までとする。
- 2 判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。
 - 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日
 - 三 12月30日から翌年の1月3日まで
 - 四 8月のうち夏季休業として3日間
 - 3 判定の業務を行う時間及び休日は、次に掲げる場合においては、前2項の規定によらないことができる。
 - 一 第10条第4項の説明を受ける場合その他判定に係る審査を行う場合
 - 二 緊急を要する場合その他正当な事由がある場合

(事務所の所在地等)

- 第5条 当機関の事務所の所在地は、別記2に定めるとおりとする。
- 2 判定の業務を行う区域は、愛知県の全域とする。

(判定の業務の範囲)

第6条 当機関は、別記1に定める建築物(以下「判定対象建築物」という。)に係る判定の業務を行うものとする。

- 2 当機関は、次に掲げる者が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、その判定の業務を行わないものとする。
 - 一 当機関の代表者又は第 25 条第 1 項の担当役員
 - 二 前号に掲げる者の親族
 - 三 第 1 号に掲げる者の関係企業等
- 3 当機関は、次のいずれかに該当する指定確認検査機関から求められた判定の業務を行わないものとする。
 - 一 当機関が指定確認検査機関の代表者又は担当役員の関係企業等に該当する場合にあっては当該指定確認検査機関
 - 二 当機関の総株主又は総出資者の議決権の 100 分の 5 以上を有している指定確認検査機関
 - 三 当機関の親会社等である指定確認検査機関

第 2 章 判定の業務の実施方法

(判定の求めの事前通知)

- 第 7 条 判定を求めようとする建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）は、判定依頼予定日が確定次第速やかに、判定の求めに係る建築物の計画概要及び判定依頼予定日を記載した「構造計算適合性判定依頼事前通知書（別記第 1 号様式）」を電子メールの送信又はファクシミリを利用してする送信により、当機関に通知するものとする。
- 2 建築主事等は、原則として、前項の通知書に記載した判定依頼予定日を変更する場合は、速やかに当機関に通知するものとする。
 - 3 当機関は、前 2 項の通知を受けた場合に、次の各号に掲げる事項を建築主事等に通知する必要があると認めたときは、これを通知するものとする。
 - 一 第 1 項の事前通知書の提出状況
 - 二 第 9 条第 2 項の判定用提出図書等の受付状況
 - 4 本条各項の規定においては、建築主事等と当機関が協議の上、省略することができるものとする。

(判定の求め)

- 第 8 条 判定を求めようとする建築主事等は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書（以下「判定用提出図書」という。）を提出するものとする。
- 一 構造計算適合性判定依頼書（別記第 2 号様式）
 - 二 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）第 2 条第 2 項各号に規定する図書及び書類
 - 三 判定の求めに係る建築物の構造計算が認定プログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定を求める場合にあっては、施行規則第 1 条の 3 第 1 項第一号ロ

(2) ただし書き（施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。）に規定する磁気ディスク等（以下単に「磁気ディスク等」という。）

- 2 判定用提出図書の提出については、あらかじめ建築主事等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（当機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と建築主事等の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク等の提出により行うことができる。

（判定の受付及び契約）

第9条 当機関は、前条の規定による判定用提出図書の提出があった場合に、次の各号に掲げる事項を確認したときは、これを受け付ける。

- 一 判定の求めに係る建築物が、第6条に規定する判定の業務の範囲に該当するものであること。
- 二 前条第1項各号に掲げる判定用提出図書（判定に要するものに限る。）が提出されていること。
- 三 前条第1項第1号の構造計算適合性判定依頼書に記載すべき事項に記載漏れがなく、その記載内容が適切であること。
- 2 当機関は、前項の規定による確認により同項各号に該当しないと認める場合において、建築主事等にその補正を求めるものとし、当該補正後においては前項の規定を準用する。
- 3 当機関は、第1項の規定による受付をしたときは、建築主事等に「構造計算適合性判定受付書（別記第3号様式）」を交付するものとする。この場合において、判定を求めた建築主事が置かれた愛知県若しくは市又は判定を求めた指定確認検査機関（以下「県等」という。ただし、当機関とあらかじめ別途契約を締結した者を除く。）と当機関は、別に定める株式会社建築構造センター構造計算適合性判定業務約款に基づき契約を締結したものとする。なお、当機関が前条第1項第一号の構造計算適合性判定依頼書に受付印を押印し、その写しを建築主事等に交付した場合は、当機関の受付印が押印された構造計算適合性判定依頼書の写しをもって、構造計算適合性判定受付書に代えることができるものとする。
- 4 前項に規定する受付書の交付については、あらかじめ建築主事等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク等の交付によることができる。
- 5 第3項の株式会社建築構造センター構造計算適合性判定業務約款には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 建築主事等の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - イ 建築主事等は、当機関から判定用提出図書について説明を求められたときは、これに応じなければならないこと。
 - ロ 当機関が判定に係る審査の実施に当たって必要があると認め、建築主事等に通知した上で、確認の申請者（建築物の設計者を含む。以下単に「申請者」という。）に対して構造計算に関する説明を直接求めたときは、建築主事等は、当該申請者

がこれに応じるように、必要な措置を講じなければならないこと。

- ハ 当機関が判定に係る審査において、当該判定の求めに係る構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない場合に、建築主事等に対してその旨及びその理由を通知したときは、建築主事等は、必要な措置を講じなければならないこと。
- 二 判定手数料に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - イ 判定手数料の額の決定に関すること。
 - ロ 判定手数料の支払期日に関すること。
- 三 判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - イ 構造計算適合性判定結果通知書（第14条第1項の通知書をいう。以下この項において「判定結果通知書」という。）を交付する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - ロ 当機関は、天災地変その他の不可抗力によって、業務期日までに判定結果通知書を交付することができない場合は、建築主事等に対してその理由を明示した上で、必要と認められる業務期日の延期を請求することができること。
- 四 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - イ 建築主事等は、判定結果通知書が交付されるまでの間に、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。この場合において、当機関は、既に支払われた判定手数料を返還せず、未だ支払われていない判定手数料の支払いを請求できるほか、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - ロ 県等は、当機関がその責に帰すべき事由により、業務期日までに判定結果通知書の交付をしないとき、その他当機関の責に帰すべき事由により当該契約を維持することが相当でないと認められるときは、当該契約を解除することができること。この場合において、既に支払った判定手数料の返還を請求できるほか、生じた損害の賠償を請求することができること。
- 五 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - イ 県等は、判定結果通知書の交付を受けた後において判定の判断に誤りが発見されたときは、当機関に対して、再判定の実施及び損害賠償を請求することができること。ただし、その誤りが、建築主事等が平成19年国土交通省告示第835号に規定する確認審査等に関する指針（以下「指針告示」という。）に従って審査を行わなかったことその他当機関の責に帰することができない事由に基づくものであることを当機関が証明したときは、この限りでないこと。
 - ロ イの請求の期限に関すること。

（判定の実施方法）

- 第10条 当機関は、前条第1項の規定による受付をしたときは、速やかに、判定員に判定を実施させることとする。
- 2 判定員は、原則として2人以上で判定に係る審査（以下単に「審査」という。）を行うこ

ととする。ただし、「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の円滑な運用について(技術的助言)」(平成19年12月17日付国住指第3425号。以下「技術的助言」という。)により、単純な構造形式である整形な建築物(許容応力度等計算を行った建築物)や比較的小規模な建築物(保有水平体力計算を行った鉄骨造・鉄筋コンクリート造で高さ20m以下の建築物)については、1人の判定員により審査することができるものとし、これら以外の建築物についても、当該建築物の構造上の特性により工学的に高度な判断を伴う構造計算のモデル化の方針、耐力壁の剛性及び耐力の評価、構造特性係数の設定等に関する審査以外の部分については1人の判定員により審査することができるものとする。

- 3 判定員は、指針告示第2に定める構造計算適合性判定に関する指針及び当機関が作成した判定に関するマニュアルに従って、審査を行うこととする。
- 4 当機関は、審査の実施に当たって必要があると認めるときは、建築主事等に通知した上で、申請者に対して構造計算に関する説明を直接求めることとする。
- 5 判定員が、審査において、構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができないときは、当機関は、指針告示第2第4項第4号の規定に基づき、建築主事等に対して、その旨及びその理由を「構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない旨の通知書(別記第4号様式)」により通知することとする。
- 6 前項の場合において、建築主事等が申請者に対して、指針告示第1第5項第3号イ若しくはロに規定する書面又は法第6条第13項、法第6条の2第9項若しくは法第18条第12項に規定する「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」を交付することによって、第8条第1項第二号に規定する図書及び書類(この項及び次項において「申請書等」という。)の補正がなされ、又は申請書等の記載事項における不明確な点を説明するための追加説明書の提出がなされるとともに、建築主事等から当機関に対して当該補正された申請書等又は追加説明書の送付があったときは、指針告示第2第4項第4号の規定に基づき、これらの図書及び書類を申請書等の一部として審査することとする。
- 7 前2項の場合において、第5項の通知書が建築主事等に到達した日から前項の補正された申請書等又は追加説明書が当機関に到達した日までの日数は、第14条第1項の期間及び第15条第1項の延長する期間に含めないものとする。
- 8 判定員は、第5項に規定する場合を除き、審査の経過及び結果を記載し、かつ指針告示に従って判定を行ったことを証する書類として「判定チェックリスト(別記5号様式)」を、また、建築主事等が指摘した留意事項に対する回答その他判定における所見を記載した書類として「判定の所見等(別記6号様式)」を作成する。
- 9 当機関は、前項の判定チェックリスト及び判定の所見等に基づき、第14条第1項の通知書を交付する。
- 10 第5項、第6項及び第8項に規定する通知書の交付については、あらかじめ建築主事等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク等の交付によることができる。

(国土交通大臣が定めた方法による場合の判定の審査方法)

第11条 法第20条第二号イの規定に基づき建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第81条第2項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるものについての判定は、指針別表(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ろ)欄に掲げる図書に基づき、同表(に)欄に掲げる判定すべき事項について審査することとする。

(認定プログラムによる場合の判定の審査方法)

第12条 法第20条第二号イ又は第三号イの規定に基づき令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で認定プログラムによるものについての判定は、前条及び次の各号に定めるところにより行うこととする。この場合において、磁気ディスク等の提出があったときは、別表(に)欄に掲げる判定すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る判定すべき事項については、その審査を省略できるものとする。

- 一 判定に係る建築物の構造の種別、規模その他の条件が認定プログラムの使用条件に適合することを確かめること。
 - 二 判定に係る建築物の設計者が用いた認定プログラムと同一のものを用いて、磁気ディスク等に記録された構造設計の条件に係る情報により構造計算を行い、当該構造計算の結果が提出を受けた構造計算書に記載された構造計算の結果と一致することを確かめること。
 - 三 提出を受けた構造計算書に認定プログラムによる構造計算の過程について注意を喚起する表示がある場合にあつては、当該注意を喚起する表示に対する検証が適切に行われていることを確かめること。
- 2 前項第二号において、当機関が行う構造計算は、当機関が保有又はリース契約する認定プログラムで行う。

(専門的な識見を有する者への意見聴取)

第13条 判定員は、法第18条の2第3項の規定により読み替えて適用される法第6条第7項又は法第6条の2第4項又は法第18条第6項の規定により、次のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、構造計算に関して専門的な識見を有する者(以下「専門家委員」という。)の意見を聞くものとする。

- 一 一般的に用いることが認められている基準とは異なる基準により構造計算が行われている場合
 - 二 極めて高度な知識が要求される場合
 - 三 その他当機関が判定を行うにあたって必要があると認める場合
- 2 当機関は、必要に応じて意見聴取すべき事項及びこれに関する判定員の見解を申請者に示した上で、当該意見聴取すべき事項に関する見解を申請者に求めたのち、専門家委員から意見を聴くことができるものとする。この場合の手続きは、第10条第5項に定める

ところによる。

- 3 判定員は、専門家委員の意見を踏まえて、第10条第8項の判定チェックリスト及び判定の所見等を取りまとめる。
- 4 当機関は、専門家委員から意見を聴いたときは、当該意見に関する記録を建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）第31条の11第1項に規定する判定のための審査の結果を記載した図書として記録するものとする。

（構造計算適合性判定結果通知書の交付）

- 第14条 当機関は、法第18条の2第3項の規定により読み替えて適用される法第6条第8項又は法第6条の2第5項の規定により、判定を求められた日から14日以内に、構造計算適合性判定結果通知書（別記第7号様式）を建築主事等に交付するものとする。この場合において、判定を求められた日とは、第9条第1項の規定により当機関が判定用提出図書等（第9条第2項の規定により当機関が建築主事等にその補正を求めた場合は、当該補正後のもの）が当機関に到達した日とする。
- 2 当機関は、前条の規定により専門家委員の意見を聴いたときは、その旨及び聴取した意見を前項の構造計算適合性判定結果通知書に記載するものとする。
 - 3 第1項の規定において、次の各号のいずれかに該当することにより、構造計算が適正に行われたものであると判定しない旨の判定結果を通知するときは、同項の構造計算適合性判定結果通知書にその理由を記載するものとする。
 - 一 諸数値の設定、モデル化、解析法・算定式等の適用、演算過程等が適正に行われていない場合
 - 二 認定プログラムによる構造計算の判定において、第12条第1項各号に規定する確認ができない場合
 - 三 その他構造計算が適正に行われていない場合
 - 4 第1項の規定による交付は、第10条第8項の判定チェックリスト及び判定の所見等を添えて行う。
 - 5 第1項及び第4項に規定する通知書及び図書及び書類の交付については、あらかじめ建築主事等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク等の交付によることができる。
 - 6 当機関は、判定の結果及び方法について疑義があるとして建築主事等から説明を求められた場合は、これに適切に回答するものとする。

（判定期間の延長）

- 第15条 当機関は、法第18条の2第3項の規定により読み替えて適用される法第6条第9項又は法第6条の2第6項又は法第18条第8項の規定により、法第20条第2号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定を求められた場合その他国土交通省令で定める場合に限り、前条第1項の期間内に建築主事等に同項

の構造計算適合性判定結果通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、35日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。

- 2 前項の規定により前条第1項の期間を延長する場合は、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した「構造計算適合性判定が期間内にできない旨の通知書（別記第8号様式）」を前条第1項の期間内に建築主事等に交付するものとする。
- 3 前項に規定する通知書の交付については、あらかじめ建築主事等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク等の交付によることができる。

（判定の求めの取下げ）

- 第16条 建築主事等は、第14条第1項の構造計算適合性判定結果通知書の交付前に確認の申請が取り下げられた場合においては、その旨を記載した取下げ通知書（別記第9号様式）を当機関に提出するものとする。
- 2 前項の場合において、当機関は、判定の業務を中止し、判定用提出図書を建築主事等に返却するものとする。
 - 3 第1項に規定する通知書の提出及び前項に規定する図書の返却については、あらかじめ建築主事等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク等によることができる。

第3章 判定手数料等

（判定手数料の収納）

- 第17条 県等は、別表に定める判定手数料を銀行振込みにより納入するものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は別の収納方法によることができる。
- 2 前項の納入に要する費用は、県等の負担とする。
 - 3 県等は、別途協議により、一括の納入等別の方法を取ることができるものとする。

（判定手数料の返還）

- 第18条 当機関が収納した判定手数料は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合は、この限りでない。

第4章 判定員等

（判定員の選任）

- 第19条 当機関は、判定の業務を実施させるため、法第77条の35の7第2項の規定により、機関省令第31条の6に規定する要件を備える者のうちから、判定の業務の適確な実施のため

- めに必要な数以上で、かつ、2人以上の判定員を選任するものとする。
- 2 前項の規定により選任される判定員のうち1人以上は、常勤（専ら判定の業務を行う専任の職員で、かつ、判定の業務に週4日以上従事する者とする。以下同じ。）の職員とする。
 - 3 当機関は、第1項の規定により判定員を選任したときは、「指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定員選任等届出書（機関省令別記第10号の4様式）」を知事に提出するものとする。
 - 4 判定員は、当機関の職員から選任するほか、当機関の職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

（判定員の解任）

- 第20条 当機関は、判定員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その判定員を解任するものとする。
- 一 法第77条の35の7第4項の規定による知事の解任命令があったとき。
 - 二 前号のほか、職務上の業務違反その他判定員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 三 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - 四 その他解任の必要があると認められるとき。
- 2 当機関は、前項の規定により判定員を解任したときは、前条第3項の指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定員選任等届出書を知事に提出するものとする。

（判定員の配置）

- 第21条 判定の業務を実施するため、常勤の判定員を1人（判定の業務に週5日従事する者に換算して4/5人）以上配置するほか、常勤以外の判定員を2人（判定の業務に週5日従事する者に換算して1/5人）以上配置する。
- 2 当機関は、判定の求めの件数が一時的に増加すること等の事情により、判定の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな判定員を選任する等の適切な措置を講じるものとする。

（専門家委員の選任）

- 第22条 当機関は、第13条第1項の規定により意見を聴取するため、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、専門家委員を選任するものとする。
- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築物の構造に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者
 - 二 建築物の構造に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ当該分野について高度の専門的知識を有する者
 - 三 当機関の代表者が前2号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

- 2 知事が、専門家委員を選任した旨の書類及び当該専門家委員が構造計算に関して専門的な識見を有することを証する書類の提出をその指定の基準等に定めた場合にあっては、知事に対して、知事が定める方法により、提出するものとする。
- 3 専門家委員は、当機関の職員から選任するほか、当機関の職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

(専門家委員の解任)

第23条 当機関は、専門家委員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その専門家委員を解任するものとする。

- 一 職務上の業務違反その他専門家委員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 二 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - 三 その他解任の必要があると認められるとき。
- 2 知事が、専門家委員を解任した旨の書類の提出をその指定の基準等に定めた場合にあっては、知事に対して、知事が定める方法により、提出するものとする。

(秘密保持義務)

第24条 当機関の役員及びその職員(判定員、専門家委員及び第26条第1項の内部監視委員会の委員を含む。次条第3項において同じ。)並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(判定の業務の実施体制)

第25条 判定の業務は、他の業務と独立した部署で行い、担当役員を配置する。

- 2 判定の業務を行う部署には、第21条第1項により配置する判定員を含め、13人以上の判定員を配置する。
- 3 当機関の役員及び判定の業務に従事する職員は、その職務の執行に当たって、厳正かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。
- 4 判定員は、次に掲げる者が建築主である建築物、設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物又は建築確認を行う建築物について、判定の業務に従事してはならないこととする。
 - 一 当該判定員
 - 二 当該判定員の親族
 - 三 当該判定員の関係企業等
- 5 当機関は、当機関で実施する認定プログラムを使用した判定のすべてに対応できる認定プログラムを使用できる環境を整備することとする。

第5章 判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するための措置

(内部監査室の設置)

第26条 当機関は、次の各号に掲げる2名以上の者で構成する内部監査室を設置するものとする。

- 一 当機関の代表者が推薦する者
 - 二 判定業務全般の専門的な識見を有し、適正かつ公正な判断ができる者
- 2 内部監査室は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
- 一 構造計算適合性判定業務規程に基づく業務内容の監査
 - 二 社内規程及び判定マニュアルに基づく業務内容の監査
 - 三 当機関が行った判定の業務に関する技術的検査を行う者の指名
 - 四 前号の規程により指名を受けた者が行った技術的検査結果の確認
 - 五 その他判定の業務の公正かつ適確な実施のために必要な監査等

(報告)

第27条 内部監査室は、各事務所ごと前項各号に掲げる業務を行い、速やかに当機関に報告をしなければならないものとする。

(技術的検査)

第28条 第26条第2項第3号の規定により内部監査室が指名した者は、当機関が行った判定の業務に関する技術的検査を行い、その結果を内部監査室に報告するものとする。

(改善の措置)

第29条 当機関は、第27条の規定による報告において、改善の指摘を受けたときは、当該指摘事項の改善のために必要な措置を講じるものとする。

- 2 当機関は、前項の措置に関する計画を作成したときは、速やかに知事に報告するものとする。

第6章 雑 則

(帳簿及び図書の保存期間)

第30条 帳簿及び図書の保存期間は、次の各号に掲げる帳簿及び図書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 法第77条の35の10第1項に規定する帳簿 機関省令第31条の14の規定による引継ぎを完了するまで
- 二 第8条第1項第一号の構造計算適合性判定依頼書、同条同項第二号の図書及び書類、第9条第3項の構造計算適合性判定受付書の写し、(第8条第1項第一号の構造計算適合性判定依頼書に受付印を押印したものの写しをもってこれに代えた場合は除

く。)第10条第5項の構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない旨の通知書の写し、同条第6項の建築主事等から送付のあった補正された申請書等及び追加説明書、同条第8項の判定チェックリスト及び判定の所見等の写し、第13条第4項の記録、第14条第1項の構造計算適合性判定結果通知書の写し並びに第15条第2項の構造計算適合性判定が期間内にできない旨の通知書の写し第14条第1項の構造計算適合性判定結果通知書の交付を行った日から15年間

- 三 第8条第1項第三号の磁気ディスク等 第14条第1項の構造計算適合性判定結果通知書の交付を行った日から15年間

(帳簿及び図書の保存及び管理の方法)

第31条 前条各号に掲げる帳簿及び図書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、确实であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、前条第1号に規定する帳簿への記載事項及び同条第2号に規定する図書等が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等を保存する方法によってすることができる。
- 3 前項の規定に基づき帳簿、図書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に保存した場合において、当該保存したデータを印刷した書類がある場合には、当該ファイル又は磁気ディスク等のデータを原本として扱うものとする。

(経理的な基礎の確保)

第32条 当機関は法第77条の35の4第2号に規定する経理的な基礎を確保するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 当機関が判定の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当機関が負うべき民事上の責任の履行に必要な金額を担保するために、次のいずれにも該当する保険契約を締結した場合にあつては、その契約の内容を証する書類に記載された保険金額を、前項の経理的な基礎の要件のうち財産の評価額として必要な額に充当するものとする。
- 一 当機関が判定を行った建築物の瑕疵が風水害、地震その他の天災によって明らかとなった場合における当該瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの
- 二 構造計算書その他当機関が判定の業務を実施するために必要な資料として当機関に判定を求めた者から提出されたものに記載された事項に虚偽又は誤謬があつた場合における当該建築物の瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第33条 当機関は、電子情報処理組織による判定の求めの受付及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(判定の業務の休廃止の許可の申請)

第 34 条 当機関は、法第 77 条の 35 の 13 第 1 項の規定により判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、指定構造計算適合性判定機関業務休廃止許可申請書（機関省令別記第 10 号の 7 様式）を知事に提出するものとする。

(判定の業務の引継ぎ)

第 35 条 当機関は、法第 77 条の 35 の 15 第 3 項に規定する場合には、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- 一 判定の業務を知事に引き継ぐこと。
 - 二 第 30 条第 1 項第一号に規定する帳簿並びに同条同項第二号及び第三号に規定する図書等を知事に引き継ぐこと。
 - 三 その他知事が必要と認める事項
- 2 前項の規定の実施に要する費用は、当機関の負担とする。

(事前相談等)

第 36 条 建築主事等は第 8 条 1 項に掲げる図書の提出の前に、当機関に対し、構造計算適合性判定等に関する相談をすることができる。

- 2 建築主事等は第 8 条 1 項に掲げる図書の提出の前に、当機関に対し、構造計算適合性判定事前相談依頼書(別記第 10 号様式)を提出して、当該判定の相談を行うことができる。
- 3 前項に規定する通知書の提出については、あらかじめ建築主事等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク等によることができる。

(附則)

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 5月 8日から施行する。

この規程は、平成26年12月22日から施行する。

この規程は、平成27年 1月13日から施行する。

別記1 判定対象建築物（第6条関係）

対象とする建築物は、判定を要する全ての建築物とする。

別記2 事務所の名称と所在地等（第5条関係）

名 称	所 在 地
愛知事務所	愛知県名古屋市中区栄4丁目14番2号 久屋パークビル7階

別表 愛知県判定手数料（第17条関係）

	建築物の床面積の合計	構造計算が認定プログラムにより行われたもの	構造計算が認定プログラム以外の方法により行われたもの
一	1,000 m ² 以内のもの	110,000 円	160,000 円
二	1,000 m ² を超え、 2,000 m ² 以内のもの	137,000 円	212,000 円
三	2,000 m ² を超え、 10,000 m ² 以内のもの	150,000 円	243,000 円
四	10,000 m ² を超え、 50,000 m ² 以内のもの	190,000 円	321,000 円
五	50,000 m ² を超えるもの	322,000 円	590,000 円

- (1) 上記「床面積の合計」とは、判定を行う一の建築物について算出する。この場合において、二以上の部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。
- (2) 上記「構造計算が認定プログラムにより行われたもの」とは、認定プログラムによる構造計算によって安全性を確かめた建築物にかかるものであり、かつ、施行規則第1条の3第1項第一号ロ(2)ただし書に規定する磁気ディスク等の提出があったものをいう。また、「構造計算が認定プログラム以外の方法により行われたもの」とは、判定を要するもののうち、「構造計算が認定プログラムにより行われたもの」以外のものをいう。